

筑北村通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JRを利用し通学する児童、生徒の保護者及び学生の通学費用の経済的負担軽減を図るとともに、駅の利用促進を図るため、通学定期券の購入費用の一部について、補助金を交付することについて、筑北村補助金交付規則（平成17年筑北村規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通学定期券 通学を目的に購入した定期券（Suica定期券及びモバイルSuicaを含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 村内に住所を有し、村外の小中学校又は高等学校に通学する者の保護者並びに専門学校又は大学に通学する者

2 村外に住所を有し、村内の小中学校又は高等学校に通学する者の保護者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、申請年度の前年の3月1日から申請年度の2月28日までに購入した通学定期券の購入費用とする。

2 前条第1項に規定する者の補助金の額は、前項の規定により購入した通学定期券の購入費用が50,000円を超える場合は、年額50,000円とし、購入費用が50,000円に満たない場合は、その購入額とする。

3 前条第2項に規定する者の補助金の額は、第1項の規定により購入した通学定期券の購入費用に2割を乗じた額（100円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、10,000円を上限とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学定期券購入補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に必要書類を添付して、各年度3月28日までに村長に提出しなければならない。

2 補助申請回数は、申請者1名につき年度1回限りとする。

(補助金の交付)

第6条 村長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めるときは、通学定期券購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 村長は、当該申請書に係る内容を審査した結果、補助金の交付を行わないことを決定したときは通学定期券購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 村長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金を返納させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。